



こんにちは、AETです

Life in Canada and Japan

Diversity (Canada)

"Diversity" is a word that truly represents Canada. In its diversity, Canada will give you a community of people from all over the world. From Asian to European, you will find a lot of people who will call Canada their home. I myself am an example of this diversity, being a Chinese Canadian who was born and raised in Canada. This being said, I can only tell you that growing up in Canada allowed me to share in celebrations from all over the world. Canada's diversity is then made up of multiculturalism, uniqueness, and individuality. I can only hope that you will take a chance to visit and experience this beautiful country.

Like a family (Japan)

Like a father, he has taught me patience. Like a mother, she has shown me care. And like a sibling, you have shown me playfulness in this wonderful country. Japan has become like a family that way, and furthermore has given me a place I can call my 2nd home. This is a country rich with hidden beauty, something I've come to adore. It is rich in it's own traditions, quietly capturing my heart. I am only left to say that I will always be waiting and wondering for when the next cherry blossom will bloom.

カナダと日本の生活

多様性「カナダ」

「多様性」はカナダのことをまさに象徴することばです。多様性という意味において、カナダは世界中から集まった人々の社会だということがお分かりかと思えます。アジアやヨーロッパ出身の人々の中には、カナダのことを母国と呼んでいる人々がたくさんいます。わたしは、カナダで生まれ育った中国系カナダ人なので、わたし自身、この多様性の実例です。このことから言えるように、カナダで育ったことによりわたしは、世界中の祝典を共有することができたとすることができます。カナダの多様性は、多民族文化や独自性、個性からできています。わたしは、皆さんがこの美しい国を訪れて、さまざまなことを体験する機会をもってほしいと願っています。

家族のような日本

父のように、日本はわたしに耐えることを教えてくれました。母のように、日本はわたしに気遣いをしてくれました。そして兄弟あるいは姉妹のように、このすばらしい国（日本）ではわたしに遊びの楽しさを教えてくれました。このように、日本はわたしの家族のようになり、さらに第2の母国と呼べる場所となりました。この国は、秘めた美しさや敬愛すべきものにあふれた国です。日本は豊かな伝統をもっており、わたしはひそかに引き付けられています。最後に、わたしは、いつも桜の花が今度はいつ咲くのだろうかかと楽しみしていることを述べたいと思います。

★ワンポイント・メモ 今回の担当は、藤沢中学校、大寄小学校に勤務しているベンジャミン・チャン先生です。2つの国について感じていることを端的に述べています。

体外受精、顕微授精の治療費用を助成しています

平成17年4月以降に受けた治療が対象です。申請期限は3月31日(金)です(2月1日～3月31日)に受けた治療についてはこの申請期限は5月31日(金)です。

対象 県の指定医療機関で体外受精または顕微授精の治療を今年度受けた県内在住の法律上の夫婦で、前年の夫婦の所得合計額が650万円未満のかた(さいたま市、川越市在住のかたを除く)

内容 年額10万円を上限に、通

算2年間助成

申請窓口 住所地を管轄する県保健所・支所

問い合わせ 各地域の県保健所・支所または県ごとも安全課(☎048-830-3501)へ

※埼玉県のホームページ(☎http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BG00/seidonoa.html)でも詳しく案内いたします

不妊に関する相談窓口

○埼玉県赴任専門相談センター(医師による面接相談(電話で予約)

場所 埼玉医科大学総合医療センター内(☎049-228-3410)

○女性健康支援センター
不妊相談(電話または面接)

場所 坂戸保健所内(☎049-2031-0000)

相談日 毎週火・金曜日午前10時～正午、午後1時～4時



電気は上手に使おう
省エネルギー月間です
http://www.kch.or.jp

**税金、経営、資金繰り、困りごとなど
民商なんでも相談会**

弁護士も参加します。相談は無料です。

とき	ところ
2月15日(水) 午後1時30分～4時	産業会館
2月17日(金) 午後1時30分～4時	大寄公民館
2月18日(土) 午後6時30分～8時30分	岡部公民館
3月2日(水) 午後7時～9時	花園農業者トレーニングセンター
3月8日(水) 午後1時30分～4時	産業会館

問い合わせ 深谷民商(☎572-1055)へ

深谷並木「みかえりの松」について

日ごろ、国道17号の工事につきましてはご迷惑をお掛けしております。

さて、国道17号と旧中山道が交差する原郷交差点に植えられています「みかえりの松」は、昨年マツノサイセンチュウというセンチュウに侵され枯れが進行し、既に幹の一部が空洞化し



その他

めた期間と同じように扱われます)

・障害認定日(障害の程度を判定する日で、初診から1年6か月経過した日または症状が固定した日)に国民年金法で定める1級、2級の障害の状態にあるとき

※障害基礎年金と身体障害者手帳では、制度の仕組みが異なるため、障害の認定基準が異なります。身体障害者手帳が1級や2級であっても障害基礎年金が受けられるとは限りません

年金額(平成17年度) 1級Ⅱ 993,100円、2級Ⅱ 794,500円

『遺族基礎年金』を受けられるときは…

- ・国民年金加入中のかた、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているかたが亡くなったとき
- ・死亡日の前々月までの加入期間のうち、2/3以上保険料を納めているとき、あるいは死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないとき(免除・若年者納付猶予・学

生納付特例期間は保険料を納めた期間と同じように扱われます)

・受けられる遺族は、亡くなったかたに生計を維持されていた子、または子のある妻(この場合、「子」とは18歳到達年度末までの子ども、または20歳未満で国民年金法で定める1級・2級の障害のある子どもをいいます)

年金額(平成17年度) 子が1人いる妻の場合Ⅱ1,025,100円、子が受ける場合(子が1人)Ⅱ794,500円

問い合わせ 熊谷社会保険事務所(☎522-5211・代表)、保険年金課(☎574-6641)、岡部市民環境課(☎505-2213)、川本市民環境課(☎583-2783)、花園市民環境課(☎584-1122)へ

介護保険要介護認定者の障害控除対象者認定書の発行について

所得税、市県民税の申告にあり、介護保険の要介護認定(要介護4または5)を受けているかたは、身体障害者手帳などを

持っている場合でも、市の交付する「障害者控除対象者認定書」を添付することによって障害者控除を受けられる場合があります。

認定書の交付対象者は昨年の12月31日において次の要件を満たすかたです。

要件 65歳以上のかたで、介護保険の要介護4または5と認定されていて、障害の程度が身体障害者などに準じると認められるかた

交付を希望するかたは、本人または家族が介護保険被保険者証を持参の上、長寿福祉課へ申請してください

問い合わせ 長寿福祉課(☎574-8544)へ

障害者自立支援法が成立しました

平成18年4月から新しい制度が始まります

障害者自立支援法は、地域で暮らす障害者を支援します。

障害福祉サービスの変更点

①身体障害・知的障害・精神障害で別々だったサービスの仕組みがひとつになります

②サービス利用の前に障害の状況などを調べます

③支払い(利用者負担)の仕組みが変わります

・サービス費用の1割が利用者の負担となります

・施設利用者については、食費や水道費などの実費が自己負担になります

※利用者負担については、実情に応じた軽減措置がとれますので、ご相談ください

問い合わせ 障害福祉課(☎571-1011)、岡部福祉健康課(☎585-2214)

川本福祉健康課(☎583-2530)、花園福祉健康課(☎584-1123)へ

所得税・消費税申告指導会について

対象者 各商工会地域内で商業を営んでいるかた。青色・白色を問いません

とき・ところ 別表の通り

必要な書類 確定申告書、決算書、諸帳簿、各種控除証明書、印鑑

その他申告に必要なもの

※参加希望日時は、各商工会あて電話で予約してください

別表 各商工会主催 所得税・消費税申告指導会一覧

とき	豊里商工会	岡部町商工会	川本町商工会	花園町商工会
2.15(水)		9:30～16:00		
16(水)	9:30～16:00			
17(金)		9:30～16:00		9:30～16:00
20(月)			9:30～16:00	
21(火)		9:30～16:00	9:30～16:00	
22(水)			9:30～16:00	9:30～16:00
23(木)	9:30～16:00	9:30～16:00		
27(月)		9:30～16:00		9:30～16:00
3.3(金)		9:30～16:00		9:30～16:00
6(月)			9:30～16:00	
7(火)			9:30～16:00	
9(水)	9:30～16:00			9:30～16:00
ところ	豊里商工会	岡部町商工会	川本農民センター	花園就業改善センター
連絡先	豊里商工会 ☎587-2113	岡部町商工会 ☎585-3750	川本町商工会 ☎583-2222	花園町商工会 ☎584-4345

※4会場とも 12:00～13:00 は行いません